

特例道路占用区域及び設けることができる施設等の種類（一覧）

路線名	区分	住所	設けることができる施設等の種類
千葉駅富士見線	歩道部 千葉駅東口 駅前広場	新千葉1丁目～ 富士見1・2丁目の区間	・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（都市再生特別措置法施行令第15条第1号）（以下「広告塔又は看板等」という。）
			・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（都市再生特別措置法施行令第15条第2号）（以下「食事施設、購買施設等」という。）
新町若松町線	モノレール 支柱	新町～ 新千葉1丁目の区間	・ 広告塔又は看板等
富士見14、15、27号線	歩道部	富士見2丁目の区間	・ 広告塔又は看板等
富士見16号線	歩道部	本千葉町の区間	・ 広告塔又は看板等
富士見29号線	歩道部 車道部	富士見2丁目の区間	・ 広告塔又は看板等 ・ 食事施設、購買施設等
栄町1号線	歩道部 車道部	要町～栄町～中央1丁目の区間 中央2～4丁目の区間	・ 広告塔又は看板等 ・ 食事施設、購買施設等
富士見加曽利町線	歩道部	栄町の区間	・ 広告塔又は看板等
国道14号	歩道部	中央1・2丁目の区間	・ 広告塔又は看板等
中央赤井町線	歩道部	中央2・3丁目の区間	・ 広告塔又は看板等
京成千葉中央駅線	歩道部	本千葉町～中央3・4丁目の区間	・ 広告塔又は看板等

中央 2 号線	歩道部	中央 4 丁目の区間	・ 広告塔又は看板等
中央 21 号線	歩道部	中央 1 丁目の区間	・ 広告塔又は看板等
中央 22 号線	歩道部 車道部	中央 2・3 丁目の区間	・ 広告塔又は看板等 ・ 食事施設、購買施設等
中央 23 号線	歩道部 車道部	中央 3 丁目の区間	・ 広告塔又は看板等 ・ 食事施設、購買施設等
中央 32 号線	歩道部	中央 1 丁目の区間	・ 広告塔又は看板等
中央 34 号線	歩道部	中央 2・3 丁目の区間	・ 広告塔又は看板等
千葉港黒砂台線	歩道部 デッキ部	新千葉 1 丁目の区間	・ 広告塔又は看板等 ・ 食事施設、購買施設等
弁天 31 号線	歩道部 車道部	弁天 2 丁目の区間	・ 広告塔又は看板等 ・ 食事施設、購買施設等

詳細は、別添「特例道路占用区域 指定図」に示すとおり。